

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 0 3 6	受理年月日	令和 7 年 3 月 10 日
件 名	敬老乗車証制度の高所得者に対する交付基準の見直し		
要 旨	私は、現在84歳の男性である。今まで70歳のときから敬老乗車証を頂いていたが、今は高所得者ということで頂けていない。私はお陰様で、今も元気に現役で働いている。働いているから所得があるわけで、所得の額で敬老乗車証が発行されないのは、極めて不条理で理不尽な老人差別ではないかと思う。老人は働いてはいけないのだろうか。働いている（信じていただけないだろうが、361日会社に出勤している。多くの従業員が証言してくれるだろう。大みそかと正月の三が日だけ休んでいる。）からこそ所得があるわけで、遊んでいないと敬老乗車証は頂けないのだろうか。ちよくちよく会社を抜け出して、市バスに乗って見知らぬ所に行って歩くのが私の唯一の趣味であり、健康法なのである。そんな老人の敬老乗車証を奪わないでほしい。 ついては、高所得者に対する敬老乗車証の不発行について再考することを願う。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		